

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成21年10月30日
【計算期間】	第2期（自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日）
【ファンド名】	シンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5208-5211
【縦覧に供する場所】	該当事項はございません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

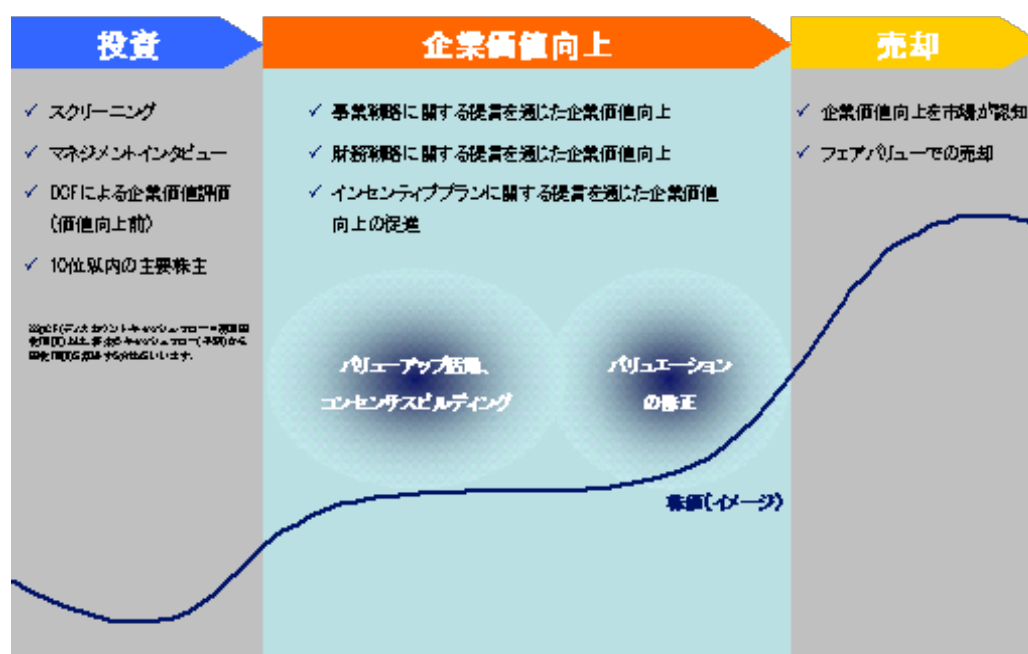
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的に運用を行うことを基本とします。

ファンドの運用戦略

割安な状態となっている企業へ投資を行い、経営者と共に企業価値向上を図っていく投資信託です。企業の経営者との関係構築を通じて長期的なリターンを追及します。



当ファンドのバリューアップ型投資の運用プロセス

- 1 キャッシュフローと資産分析に基づいた割安銘柄の発掘
- 2 企業価値評価(バリューアップ効果を見込まずに十分魅力的な投資対象の発掘)
- 3 経営者評価(面談を通じ、企業価値向上のために協調できる投資先かを審査)
- 4 株価ドライバー分析を通じた、企業価値向上施策の特定
- 5 企業価値向上施策を実行するためのコンセンサス作り
- 6 企業価値向上のためのコミュニケーション
- 7 投資期間を通じて企業価値向上の後にフェアバリューでの売却が目標

注:将来の市場環境の変動等により、必ずしも上記の運用プロセスが達成できるわけではありませんが、したがって上記の運用プロセスが変更される場合もあります。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信／国内／株式に該当し、属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	
公債	（隔月）		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性	（毎月）	オセアニア	
（ ）			
	日々	中南米	

不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義 >

該当区分	区分の定義
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、大型株、中小型株属性にあてはまらない全ての株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

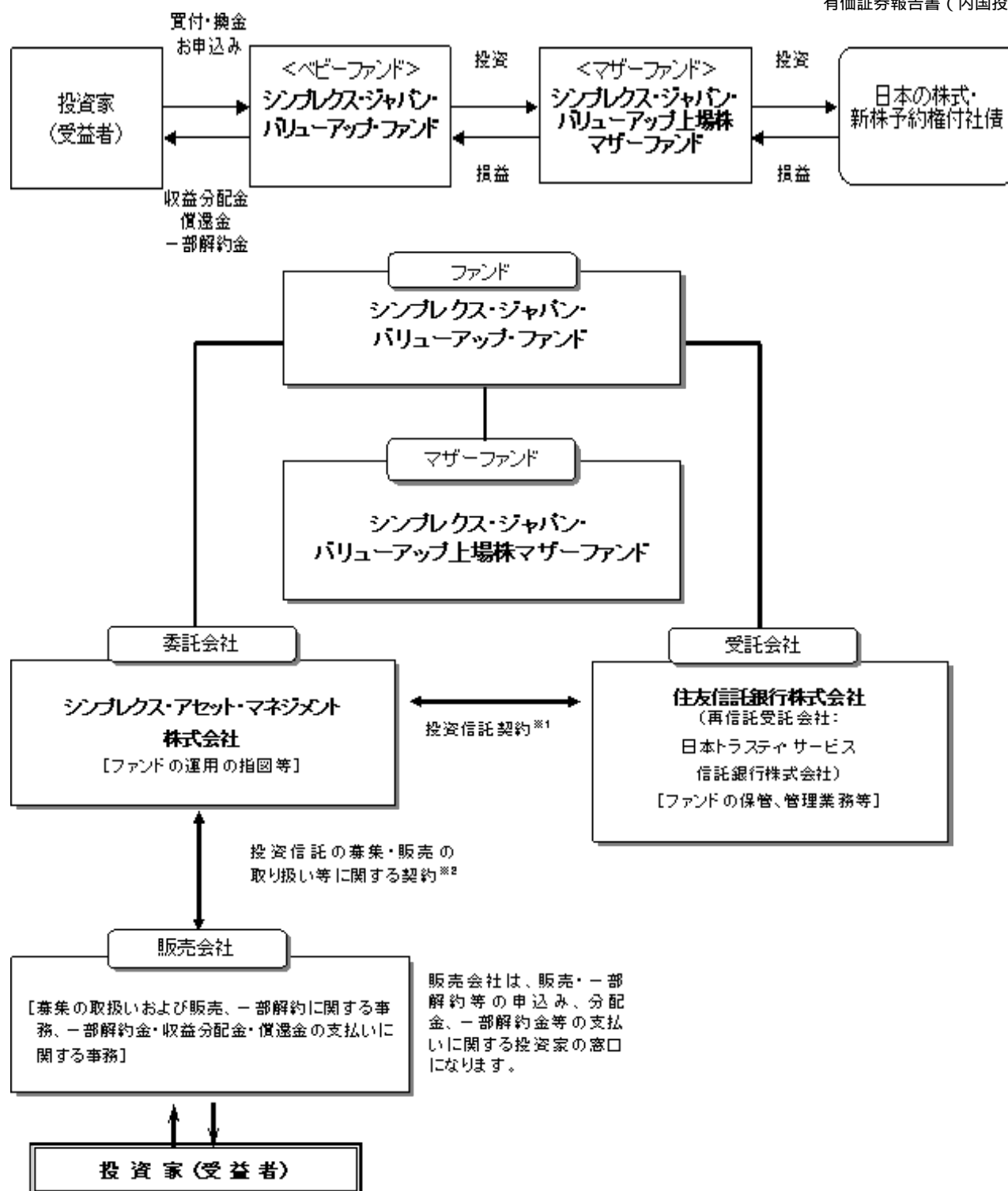
当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧下さい。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

■ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンド（シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド）としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ上場株マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



1 投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

2 投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）

受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. 委託会社（シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 受託会社（住友信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託者の概況

a. 資本金（平成21年8月31日現在）

3億7千万円

b. 沿革

平成11年11月 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月 投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

平成12年 5月 投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

平成13年 4月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

平成19年 9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理、第二種金融商品取引業）の登録 関東財務局長（金商）第341号

c. 大株主の状況（平成21年8月31日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
（株）シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、シンプレクス・ジャパン・バリュアップ上場株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的に運用を行うことを基本とします。

投資態度

- a．マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、主として日本の株式の中からマネジメント・フレンドリーおよびマーケット・フレンドリーな運用姿勢を基本原則として、割安な株式関連資産等に対して集中的に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的に運用を行います。
- b．株式の実質組入比率は原則として、信託財産の50%超を基本とします。
- c．非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産の50%以下を基本とします。
- d．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの投資方針

基本方針

この投資信託は、日本の株式、新株予約権付社債を主要投資対象とし、マネジメント・フレンドリーおよびマーケット・フレンドリーな運用姿勢を基本原則として、割安な株式関連資産等に対して集中的に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的に運用を行うことを基本とします。

投資態度

- a．日本の株式および新株予約権付社債のうち、割安と判断されるものに集中的に投資し、中長期的な値上がり益の追求を目指します。この場合の「割安」とは、投資時点で割安と判断される場合、並びに、将来の利益成長及び事業収益回復のポテンシャルにより割安と判断される場合を含みます。
- b．必要に応じて、ポートフォリオのデルタ・ヘッジを行うものとします。
- c．この投資信託の基本方針である、マネジメント・フレンドリーおよびマーケット・フレンドリーな運用姿勢を維持するため、この投資信託専用の投資基本政策委員会において、この投資信託の基本理念および運用姿勢を規律するためのガイドラインを策定し、定期的に見直します。
- d．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- e．株式の組入比率は原則として、信託財産の50%超を基本とします。
- f．非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産の50%以下を基本とします。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定め

るものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条および第21条に定めるものに限ります。）

3. 約束手形

4. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

a. 委託者は、信託金を、主としてシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第21項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、新株引予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（以下総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および

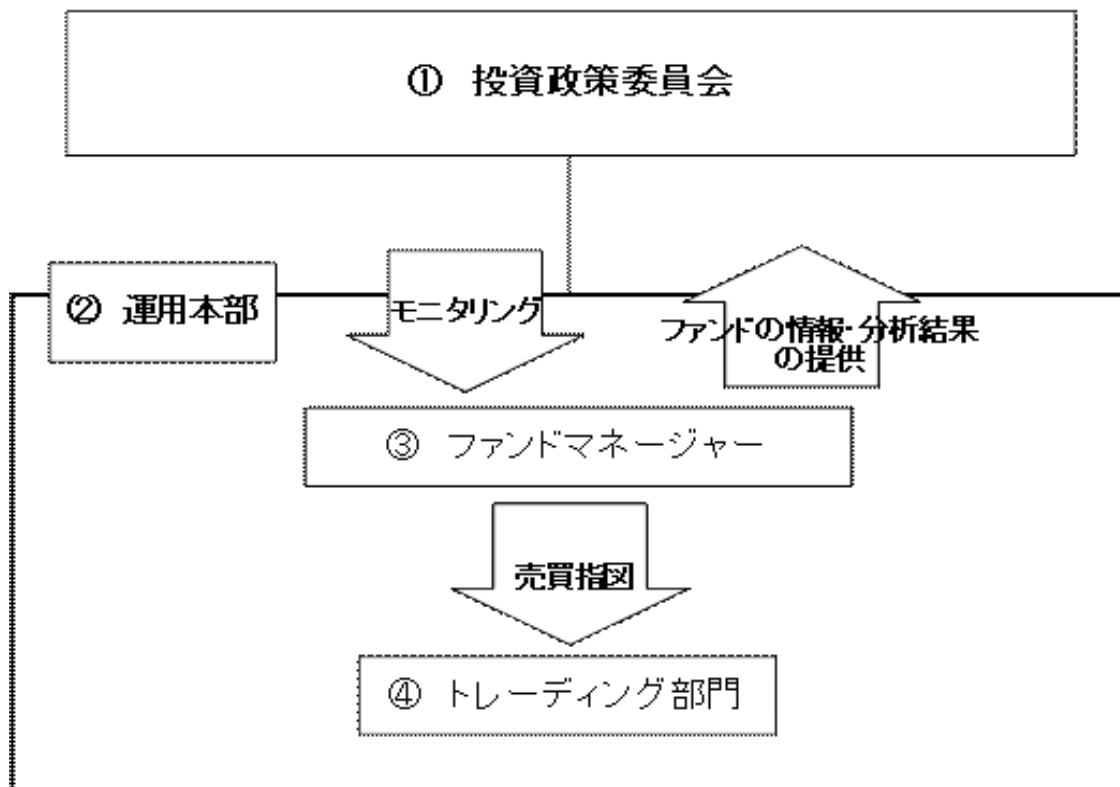
新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託者は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる下記に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの

指図ができます。

（３）【運用体制】

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制>



上記の運用体制は、今後変更される場合があります。

投資政策委員会

投資政策委員会規程及び運用規程等に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

- * 投資政策委員会及び商品投資委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成されています。

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、同委員会運用規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入に係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成21年7月3日現在のものであり、今後変更する場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には、収益分配金を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として毎年7月31日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

（５）【投資制限】

主な投資制限

- a. マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。
- b. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 実質外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- d. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- e. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合には制限を設けません。
- f. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

その他の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図

1. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3

号八に掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

2. 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

f. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g. 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

h. 資金の借入れ

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

1. 上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

2. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、また継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業に関する内閣府令）
- b. 委託者は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託者に指図しないものとします。（投資信託及び

投資法人に関する法律）

3【投資リスク】

- （１） ファンドは、主に日本の株式や公社債など値動きのある有価証券にマザーファンドを通じて投資します。主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。また、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた場合には、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

価格変動リスク

株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要が無く売却不可能、あるいは売り供給が無く購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市場動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

派生商品リスク

先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等の派生商品取引の利用をヘッジ目的に限定しておりません。したがって、派生商品取引を活用することにより、実際の価格変動が見通しと異なった場合、損失を被るリスクがあります。

ファミリーファンド方式に起因するリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンド以外にマザーファンドへ投資するベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの追加設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

（２）その他の留意点

投資信託は、預金または保険契約ではなく、元本保証および利回りの保証のいずれでもありません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の一部解約の実行の受付を中止することがあります。

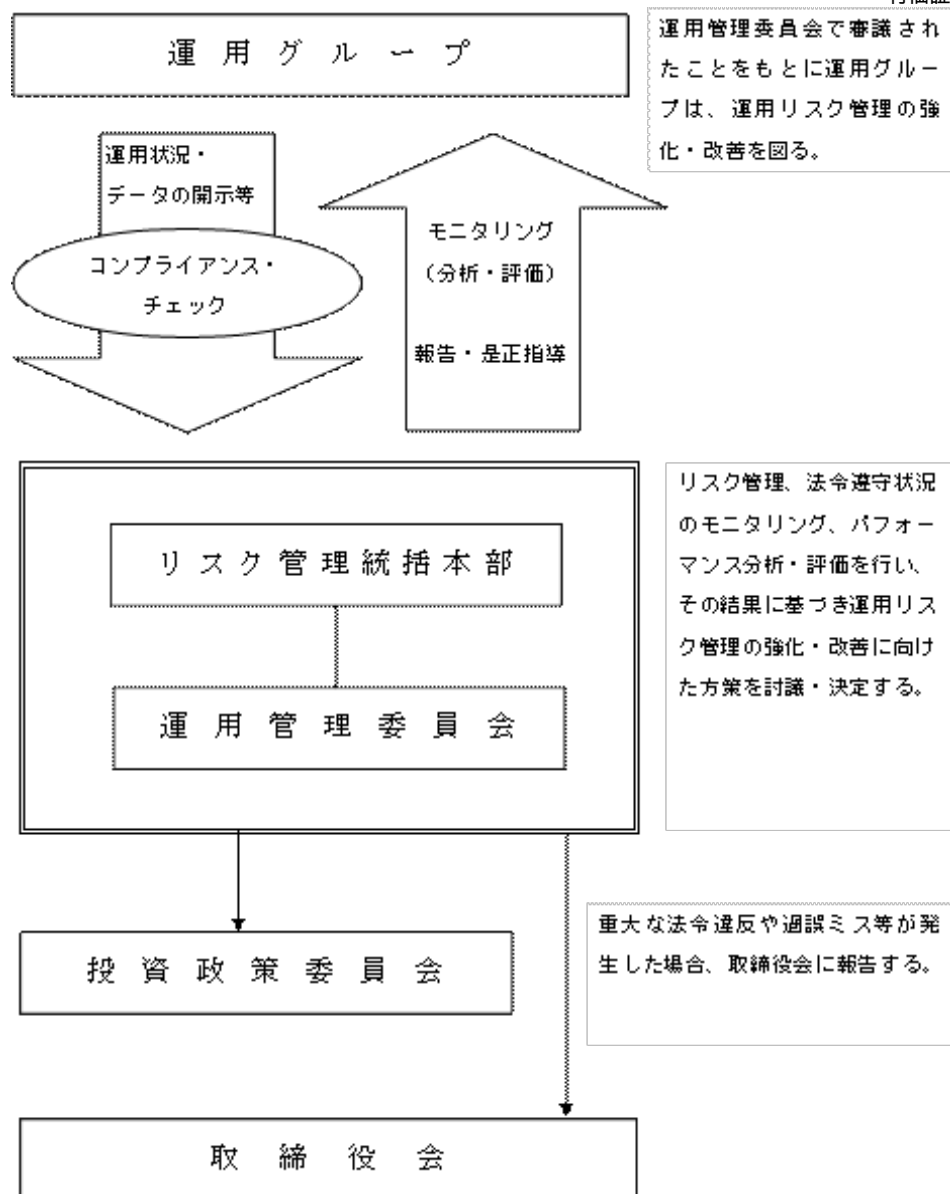
取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合には、当ファンドの投資態度に沿った運用ができない場合があります。

販売会社より委託会社に対してお申込金の払込が現実になされるまでは、委託会社はいかなる責任も負いません。収益分配金・一部解約代金・償還金の支払いは、すべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社へ支払った後は、受益者への支払いについて責任を負いません。

法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性もあります。

（３）委託会社のリスク管理体制

< リスク管理体制 >



上記のリスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の基準価額に、3.15%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額）（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～正午）

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は以下の方法により計算される基本報酬および成功報酬を合計した金額とします。

基本報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の182の率を乗じて得た金額が計上されます。販売会社に応じて配分は異なります。

販売会社名	配 分 （ 年 率 ）		
	委託会社	販売会社	受託会社
ＵＢＳ証券会社	1.5750% （税抜1.50％）	0.2625% （税抜0.25％）	0.0735% （税抜0.07％）
ジャパン・ウェルス・ マネジメント証券株式会社	1.3125% （税抜1.25％）	0.5250% （税抜0.50％）	
ニュース証券株式会社	1.3125% （税抜1.25％）	0.5250% （税抜0.50％）	

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率の変更に応じて変更になることがあります。

上記の基本報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

成功報酬

運用実績が一定水準以上に達したとき、成功報酬を信託財産より委託者に支弁します。成功報酬の金額は次に掲げる基準および計算式で算出されます。

1. 成功報酬の基準

下記2.の規定に基づき計上された成功報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の成功報酬額を含みます。）を毎計算期末ならびに信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者が受領するものとします。

2. 成功報酬は、毎計算期間を通じて毎日、計算日の前営業日の基準価額（当該日が決算期末の場合は、収益分配金控除前の基準価額とします。）が計算日における下記3.に規定する成功報酬計算基準を上回った場合、当該基準価額から当該成功報酬計算基準を控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額を計上します。

3. 上記2.の成功報酬計算基準は、収益分配後の基準価額と成功報酬計算基準のいずれか高い額を翌営業日以降の成功報酬計算基準とします。

上記の基本報酬および成功報酬（（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当

する分の成功報酬額を含みます。)以下「信託報酬等」といいます。)および信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬等支弁のときに信託財産中から支弁します。

(ご参考例「成功報酬計算基準」)

成功報酬算出期間	成功報酬計算基準	算出計算期間末 基準価額（注）
平成20年2月27日～平成20年7月31日	10,000円	9,200円
平成20年8月 1日～平成21年7月31日	10,000円	9,800円
平成21年8月 1日～平成22年8月 2日	10,000円	12,000円
平成22年8月 3日～平成23年8月 1日	12,000円	13,500円
平成23年8月 2日～平成24年7月31日	13,500円	14,000円
平成24年8月 1日～平成25年7月31日	14,000円	16,000円
平成25年8月 1日～平成26年7月31日	16,000円	16,100円
平成26年8月 1日～平成27年7月31日	16,100円	15,000円
平成27年8月 1日～平成28年8月 1日	16,100円	14,000円
平成28年8月 2日～平成29年7月31日	16,100円	17,000円
平成29年8月 1日～平成30年7月31日	17,000円	17,500円

(注) 基準価額は収益分配控除後の基準価額です。

成功報酬の留意点

毎日の基準価額は、前営業日の成功報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に成功報酬が差し引かれるものではありません。またその成功報酬は、計算期間末（年1回）ごとにファンドから支払われますが、この場合も成功報酬は既に費用計上されていますので、更に成功報酬が差し引かれるものではありません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務等の諸費用、監査報酬および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、上記 に定める諸経費の全部または一部の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸経費の全部または一部の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸経費の全部または一部について上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または信託期間中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記の諸経費（当該諸経費に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。）は、随時、信託財産中から支弁します。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドと保有する期間等に応じて異なりますので、表示することは出来ません。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者の場合

<平成23年12月31日まで>

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

<平成24年1月1日以降>

1. 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

2. 一部解約金・償還金の取扱い

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

3. 損益通算について

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者の場合

<平成23年12月31日まで>

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。

<平成24年1月1日以降>

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

<益金不算入制度について>

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ

ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（イ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ロ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

平成21年8月31日現在の運用状況は以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	10,286,865,039	100.16
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		16,194,261	0.16
合計（純資産総額）		10,270,670,778	100.00

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ上場株マザーファンド）

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式等	日本	11,207,862,450	98.64
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		154,281,418	1.36
合計（純資産総額）		11,362,143,868	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国名	種類	銘柄名	業種	数量（口）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資 信託受 益証券	シンプレクス ・ジャパン・ バリュアッ プ上場株マ ザーファンド	-	10,084,173,159	0.9487	9,566,855,076	1.0201	10,286,865,039	100.16
投資比率：合計									100.16	

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	100.16
合計		100.16

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考>

シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ上場株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

ア、国内株式

国名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	積水樹脂	化学	3,241,000	767	2,485,847,000	822	2,664,102,000	23.45
日本	株式	未来工業	化学	1,781,300	807	1,437,509,100	879	1,565,762,700	13.78
日本	株式	ユタカフーズ	食料品	808,900	1,320	1,067,788,431	1,380	1,116,282,000	9.82
日本	株式	亀田製菓	食料品	546,300	1,520	830,376,000	1,750	956,025,000	8.41
日本	株式	トーカイ	サービス業	564,200	1,075	606,515,000	1,250	705,250,000	6.21
日本	株式	自重堂	繊維製品	696,000	700	487,200,000	735	511,560,000	4.50
日本	株式	コマニー	その他製品	490,200	900	441,180,000	1,000	490,200,000	4.31
日本	株式	平河ヒューテック	非鉄金属	634,500	690	437,805,000	698	442,881,000	3.90
日本	株式	朝日印刷	パルプ・紙	323,600	1,290	417,444,000	1,290	417,444,000	3.67
日本	株式	アロン化成	化学	903,000	345	311,535,000	367	331,401,000	2.92
日本	株式	福島工業	機械	313,400	755	236,559,162	783	245,392,200	2.16
日本	株式	フクダ電子	電気機器	66,300	1,999	132,508,506	2,630	174,369,000	1.53
日本	株式	三共理化学	ガラス・土石製品	218,000	819	178,542,000	799	174,182,000	1.53
日本	株式	中央可鍛工業	鉄鋼	455,000	299	136,095,152	349	158,795,000	1.40
日本	株式	ヤマトインターナショナル	繊維製品	342,800	390	133,521,233	413	141,576,400	1.25
日本	株式	兼房	金属製品	221,000	600	132,600,000	611	135,031,000	1.19
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	52,300	2,578	134,840,135	2,510	131,273,000	1.16
日本	株式	西部電機	機械	360,000	312	112,170,518	330	118,800,000	1.05
日本	株式	瑞光	機械	71,800	735	52,770,219	754	54,137,200	0.48
日本	株式	住友鋼管	鉄鋼	98,400	555	54,580,518	536	52,742,400	0.46
日本	株式	ホリプロ	サービス業	54,600	794	43,343,224	859	46,901,400	0.41
日本	株式	東邦システムサイエンス	情報・通信業	102,400	477	48,798,489	407	41,676,800	0.37
日本	株式	ブルーグラス	小売業	63,800	650	41,486,109	645	41,151,000	0.36
日本	株式	松本油脂製菓	化学	22,000	1,836	40,392,000	1,793	39,446,000	0.35

日本	株式	日本エアーテック	機械	35,300	518	18,286,812	719	25,380,700	0.22
日本	株式	桂川電機	機械	88,000	281	24,763,648	280	24,640,000	0.22
日本	株式	不二電機工業	電気機器	24,100	811	19,551,932	821	19,786,100	0.17
日本	株式	鳥羽洋行	卸売業	10,300	1,583	16,302,864	1,600	16,480,000	0.15
日本	株式	日油技研工業	化学	13,000	1,050	13,650,000	1,200	15,600,000	0.14
日本	株式	昭和炭酸	化学	46,000	278	12,806,398	281	12,926,000	0.11
								投資比率：合計	95.68

上場投資信託

取引所	銘柄	数量	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
TSE	野村ＴＯＰＩＸ （ＥＴＦ）	250,000	956	239,000,000	974	243,500,000	2.14

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
株式	食料品	18.23
	繊維製品	5.84
	パルプ・紙	3.67
	化学	40.82
	ガラス・土石製品	1.53
	鉄鋼	1.86
	非鉄金属	3.90
	金属製品	1.20
	機械	4.42
	輸送用機器	1.20
	その他製品	4.31
	卸売業	0.15
	サービス業	6.62
	鉱業	0.08
	小売業	0.41
	情報・通信業	0.39
	電気機器	1.87
合計		96.50

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当する事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年8月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1万口当たりの 純資産総額（円）	
第 1 期	（平成20年7月31日）	分配付：	10,323,979,382	分配付：	9,814
		分配落：	10,323,979,382	分配落：	9,814
第 2 期	（平成21年7月31日）	分配付：	9,566,855,076	分配付：	9,094
		分配落：	9,566,855,076	分配落：	9,094
平成20年8月末日		10,094,939,649		9,596	
平成20年9月末日		9,398,661,617		8,934	
平成20年10月末日		8,839,791,491		8,403	
平成20年11月末日		8,824,823,058		8,389	
平成20年12月末日		9,051,471,906		8,604	
平成21年1月末日		8,670,328,865		8,242	
平成21年2月末日		8,137,305,921		7,735	
平成21年3月末日		8,649,207,975		8,222	
平成21年4月末日		8,631,679,310		8,205	
平成21年5月末日		9,213,181,795		8,758	
平成21年6月末日		9,357,203,770		8,895	
平成21年7月末日		9,566,855,076		9,094	
平成21年8月末日		10,270,670,778		9,763	

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金
第1期 （平成20年7月31日）	0.0000円
第２期 （平成21年7月31日）	0.0000円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
------	-----

第1期 (自平成20年2月27日 至平成20年7月31日)	1.9%
第 2 期 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	7.3%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年2月 8日：関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成20年2月25日：ファンドの募集開始

平成20年2月27日：信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

平成21年10月31日から平成22年10月30日までです。

（上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

取得申込の受付けについては、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

なお、申込手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料 」をご参照ください。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付申込みの受付けを取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、毎月末日（これら当該日が休業日の場合は前営業日）を「特定日」とし当該特定日を一部解約の請求受付日として、各特定日の属する月の前月の最終5営業日間（以下「解約申込日」という。）に、最低単位を1口単位として、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約請求可能額については、最終解約申込日の当該ファンドの総口数残高の10%を上限とし、比例配分とします。

上記 の比例配分については、委託者の裁量により、最終解約申込日における支払い可能金額を上限として、一部解約請求受益者全員に比例配分で解約代金の支払いを実行します。また一部解約が実

行されなかった口数に相当する金額については引き続き信託財産の一部として運用されます。

換金の請求（解約申込日）の受付については、午後３時(半日営業日の場合は午前11時)までに、換金のお申込みが行われかつ、その換金のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

上記の一部解約の価額は、上記に規定する一部解約の請求受付日の基準価額から下記 的信託財産留保額を控除した額とします。

信託財産留保額は、次の通りとします。

平成21年12月末日（解約申込日）まで 一部解約の請求受付日の基準価額の2%

平成22年 1月 1日（解約申込日）以降は 一部解約の請求受付日の基準価額の0.5%

換金代金は、原則として一部解約の請求日受付日「特定日」から起算して4営業日目から申込みの販売会社において支払います。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券の換金に係る事情その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

上記により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の請求受付日となる特定日として、第5項の規定に準じて計算された価額とします。

例として以下の図の通りとなります。

一部解約のフロー（一部解約の請求受付日を7月31日とした例）

月	6月						7月						8月					
日	2	～	24	25	26	27	30	1	～	25	28	29	30	31	1	4	5	～
														「特定日」・一部解約の請求受付日			一部解約金支払日	

（注1）解約最終申込日に解約申込口数の合計が受益権総口数の10%（口数未満切捨て）を限度として解約することができます。また、受益権総口数の10%を超えた場合は、解約申込口数を比例配分し受益者毎の解約口数を決定します。

換金時の費用や税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び

税金」をご覧ください。

上記(1)及び(2)の詳細については、下記の照会先までお問合せください。

＜照会先＞ シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 電話番号 03-5208-5211 ＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時 (半日営業日は午前9時～正午) ホームページ http://www.simplexasset.com/
--

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社、あるいは下記の照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（略称として：価値向上）

＜照会先＞ シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 電話番号 03-5208-5211 ＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時 （半日営業日は午前9時～正午） ホームページ http://www.simplexasset.com/

基準価額の時価評価基準

信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価または一部償却原価法により評価しております。

（２）【保管】

当該事項はありません。

（３）【信託期間】

信託契約締結日から平成30年7月31日までとします。

（４）【計算期間】

原則として毎年8月1日から翌年7月31日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（信託契約の解約）

- a. 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、上記a.の事項について、下記「 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- c. 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- d. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

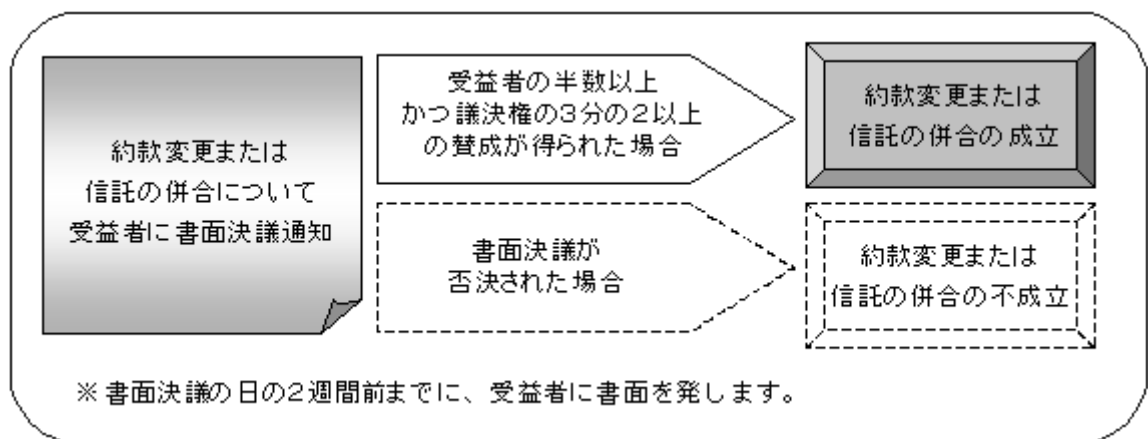
上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 書面決議の手続き」の規定における書面決議が

否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- e. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は約款第47条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託者は、上記a.の事項（信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- c. 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a.およびb.の規定にしたがいます。



書面決議の手続き

- a. 委託者は、上記「 信託の終了（投資信託契約の解約）」a.について、または上記「 信託約款の変更等」a.の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前

までに、当ファンドに係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- b. 上記a.の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- c. 上記a.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- d. 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e. 上記a.からd.までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記a.からc.までに規定する当ファンドの解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- f. 上記a.からe.の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または上記「 信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、上記「 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

2【受益者の権利等】

収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

一部解約請求権

受益者は、販売会社毎に定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

償還金請求権

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第1期計算期間（平成20年2月27日から平成20年7月31日まで）については改正前の、第2期計算期間（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年2月27日から平成20年7月31日まで）及び、第2期計算期間（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成20年 7月 31日現在)	第2期 (平成21年 7月 31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	-	355,139
親投資信託受益証券	10,409,121,355	9,649,071,857
流動資産合計	10,409,121,355	9,649,426,996
資産合計	10,409,121,355	9,649,426,996
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	3,254,501	3,156,035
未払委託者報酬	81,362,472	78,900,821
その他未払費用	525,000	515,064
流動負債合計	85,141,973	82,571,920
負債合計	85,141,973	82,571,920
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 10,520,000,000	10,520,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3 196,020,618	953,144,924
(分配準備積立金)	15,272,410	34,757,518
元本等合計	10,323,979,382	9,566,855,076
純資産合計	10,323,979,382	9,566,855,076
負債純資産合計	10,409,121,355	9,649,426,996

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自 平成20年 2月 27日 至 平成20年 7月 31日)	第2期 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月 31日)
営業収益		
受取利息	-	221
有価証券売買等損益	110,878,645	583,629,498
営業収益合計	110,878,645	583,629,277
営業費用		
受託者報酬	3,254,501	6,568,253
委託者報酬	81,362,472	164,206,227
その他費用	525,000	2,720,549
営業費用合計	85,141,973	173,495,029
営業損失（ ）	196,020,618	757,124,306
経常損失（ ）	196,020,618	757,124,306
当期純損失（ ）	196,020,618	757,124,306
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	196,020,618
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	196,020,618	953,144,924

(3)【注記表】
 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第1期 （自 平成20年2月27日 至 平成20年7月31日）	第2期 （自 平成20年8月 1日 至 平成21年7月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第1期 （平成20年7月31日現在）	第2期 （平成21年7月31日現在）
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 10,520,000,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 0円	期首元本額 10,520,000,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 0円
2 計算期間末日における受益権の総数	10,520,000,000口	10,520,000,000口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産が元本総額を下回っており、その差額は196,020,618円であります。	貸借対照表上の純資産が元本総額を下回っており、その差額は953,144,924円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第1期 （自 平成20年2月27日 至 平成20年7月31日）	第2期 （自 平成20年8月 1日 至 平成21年7月31日）
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,272,410円）、解約に伴う当期利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は15,272,410円（1万口当たり14.51円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,485,108円）、解約に伴う当期利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（15,272,410円）より分配対象額は34,757,518円（1万口当たり33.03円）であります。分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）
 第1期（平成20年7月31日現在）
 売買目的有価証券

（単位：円）		
種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額

親投資信託受益証券	10,409,121,355	110,878,645
合計	10,409,121,355	110,878,645

第2期（平成21年7月31日現在）
 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	9,649,071,857	567,532,634
合計	9,649,071,857	567,532,634

（デリバティブ取引等に関する注記）
 該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第1期 （平成20年7月31日現在）	第2期 （平成21年7月31日現在）
1口当たりの純資産額0.9814円 （1万口当たりの純資産額9,814円）	1口当たりの純資産額0.9094円 （1万口当たりの純資産額9,094円）

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	シンプレクス・ジャパン・ バリューアップ上場株マザーファンド	10,170,835,730	9,649,071,857	
合計		10,170,835,730	9,649,071,857	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド」の状況
 尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

(単位：円)			
		(平成20年7月31日現在)	(平成21年7月31日現在)
区分	注記 番号	金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		409,595	438,516
コール・ローン		6,535,309,246	746,478,218
株式		17,729,190,300	10,039,118,200
投資信託受益証券		790,200,000	239,000,000
未収入金		172,314,357	4,618,576
未収配当金		43,987,240	31,912,750
未収利息		93,970	1,614
流動資産合計		25,271,504,708	11,061,567,874
資産合計		25,271,504,708	11,061,567,874
負債の部			
流動負債			
未払金		69,272,787	153,895,956
流動負債合計		69,272,787	153,895,956
負債合計		69,272,787	153,895,956
純資産の部			
元本等			
元本	1 2	25,088,258,777	11,496,967,101
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		113,973,144	589,295,183
元本等合計		25,202,231,921	10,907,671,918
純資産合計		25,202,231,921	10,907,671,918
負債純資産合計		25,271,504,708	11,061,567,874

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	(自平成20年2月27日 至平成20年7月31日)	(自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)
----	------------------------------	-----------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式、投資信託受益証券 同左 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
---------------------------	---	--

（貸借対照表に関する注記）

（平成20年7月31日現在）	（平成21年7月31日現在）
1. 期首 平成20年2月27日 期首元本額 25,088,258,777円 期首からの追加設定元本額 0円 期首からの解約元本額 0円 平成20年7月31日現在の元本の内訳(注)	1. 期首 平成20年8月1日 期首元本額 25,088,258,777円 期首からの追加設定元本額 79,852,353円 期首からの解約元本額 13,671,144,029円 平成21年7月31日現在の元本の内訳(注)

シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド2005-08	8,438,207,858円		
シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド2005-12（適格機関投資家専用）	3,815,350,986円		
シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド2006-03（適格機関投資家向け）	2,154,206,730円	シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド2006-03（適格機関投資家向け）	1,203,966,088円
シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド2006-06（適格機関投資家転売制限付）	318,003,053円	シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド2006-06（適格機関投資家転売制限付）	122,165,283円
シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド	10,362,490,150円	シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンド	10,170,835,730円
合計	25,088,258,777円	合計	11,496,967,101円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	25,088,258,777口	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,496,967,101口
3. 元本の欠損		3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産が元本総額を下回っており、その差額は589,295,183円であります。

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

（平成20年7月31日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	17,729,190,300	541,496,170
投資信託受益証券	790,200,000	1,500,000
合計	18,519,390,300	539,996,170

（平成21年7月31日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	10,039,118,200	1,299,291,265
投資信託受益証券	239,000,000	47,040,000
合計	10,278,118,200	1,346,331,265

（注）「当計算期間」とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

（平成20年7月31日現在）	（平成21年7月31日現在）
１口当たりの純資産額 1.0045円 （１万口当たりの純資産額 10,045円）	１口当たりの純資産額 0.9487円 （１万口当たりの純資産額 9,487円）

（３） 附属明細表

第１ 有価証券明細表

（イ）株式

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	円	亀田製菓	604,400	1,520	918,688,000	
		ユタカフーズ	805,500	1,320	1,063,260,000	
		朝日印刷	323,700	1,290	417,573,000	
		積水樹脂	3,377,000	767	2,590,159,000	
		松本油脂製菓	22,000	1,836	40,392,000	
		日油技研工業	13,000	1,050	13,650,000	
		三共理化学	218,000	819	178,542,000	
		中央可鍛工業	427,000	299	127,673,000	
		カネソウ	3,000	400	1,200,000	
		小田原エンジニアリング	14,500	589	8,540,500	
		豊田自動織機	22,300	2,560	57,088,000	
		瑞光	71,500	735	52,552,500	
		日本エアーテック	61,400	521	31,989,400	
		三精輸送機	24,000	400	9,600,000	
		桂川電機	75,000	282	21,150,000	
		福島工業	309,700	755	233,823,500	
		新コスモス電機	9,700	1,100	10,670,000	
		日本開閉器工業	12,000	370	4,440,000	
		フクダ電子	57,800	2,005	115,889,000	
		鳥羽洋行	9,800	1,585	15,533,000	
		コマニー	492,500	900	443,250,000	
		ホリプロ	100	766	76,600	
		トーカイ	564,200	1,075	606,515,000	
		北越メタル	33,000	215	7,095,000	
		未来工業	1,781,300	807	1,437,509,100	
		西部電機	315,000	310	97,650,000	
		不二電機工業	23,400	811	18,977,400	
		東邦システムサイエンス	66,400	485	32,204,000	
		平河ヒューテック	634,500	690	437,805,000	
		ヤマトインターナショナル	293,800	389	114,288,200	
		自重堂	696,000	700	487,200,000	
		アロン化成	903,000	345	311,535,000	
		兼房	221,000	600	132,600,000	

合計			12,485,500		10,039,118,200	
----	--	--	------------	--	----------------	--

(口)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	受益権口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	野村TOPIX（ETF）	250,000	239,000,000	
合計		250,000	239,000,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年8月31日現在

資産総額	10,286,865,040円
負債総額	16,194,262円
純資産総額（ - ）	10,270,670,778円
発行口数	10,520,000,000口
1口当たりの純資産額（ / ）	0.9763円

第5【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	10,520,000,000	0	10,520,000,000
第2期	0	0	10,520,000,000

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

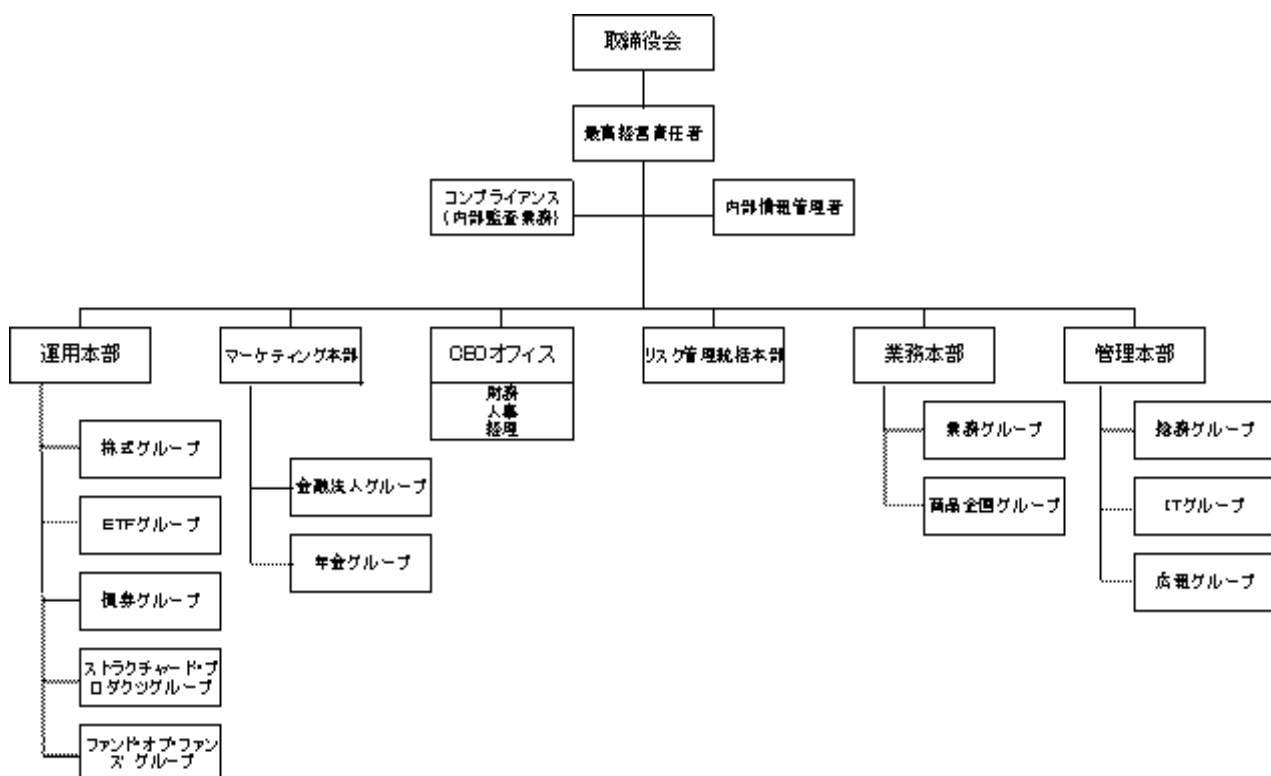
1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等（平成21年9月30日現在）

資本金の額	370百万円
発行する株式の総数	10,000株
発行済株式総数	7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

（2）委託会社の機構



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成21年9月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は42本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は47,062百万円です。（ただし、親投資信託を除きます）

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	11	26,465百万円
単位型株式投資信託	21	16,655百万円
単位型公社債投資信託	10	3,942百万円
合計	42	47,062百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び当事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成20年3月31日現在)		当事業年度 (平成21年3月31日現在)	
	金額		金額	
(資産の部)				
流動資産				
1 現金		67		139
2 預金		1,362,096		405,012
3 短期貸付金		-		6,337
4 前払費用		6,624		6,272
5 未収委託者報酬		121,051		70,217
6 未収運用受託報酬		122,706		57,156
7 未収投資助言報酬		23,250		35,552
8 未収入金		10,649		5,610
9 未収還付法人税等		-		232,560
10 その他		819		-
流動資産計		1,647,265		818,859
固定資産				
1 有形固定資産		12,246		7,889
(1)建物附属設備	* 1	2,531	* 1	2,133
(2)器具備品	* 1	9,715	* 1	5,755
2 無形固定資産		1,620		1,210
(1)電話加入権		761		761
(2)ソフトウェア	* 2	858	* 2	448
3 投資その他の資産		124,732		78,856
(1)投資有価証券		-		100
(2)出資金		10,000		10,000
(3)長期貸付金		29,580		6,412
(4)長期差入保証金		85,017		62,267
(5)長期前払費用		135		77
固定資産計		138,599		87,956
資産合計		1,785,865		906,816
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金		15,409		16,355
2 未払金		254,775		81,120
3 関係会社未払金		19,315		19,338
4 未払費用		12,809		10,134
5 未払法人税等		469,121		-
6 未払消費税等		3,833		7,413
7 前受金		-		2,319
流動負債計		775,265		136,680
固定負債				
1 長期借入金		50,000		-
固定負債計		50,000		-
負債合計		825,265		136,680
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金		-		19,980
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	590,600		380,155	
利益剰余金計		590,600		400,135
株主資本計		960,600		770,135
純資産合計		960,600		770,135
負債・純資産合計		1,785,865		906,816

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
	金額		金額	
営業収益				
1 委託者報酬	830,583		814,052	
2 運用受託報酬	294,317		215,370	
3 投資助言報酬	1,317,399		147,929	
4 その他営業収益	-	2,442,300	2,760	1,180,112
営業費用				
1 支払手数料	289,768		245,571	
2 調査費				
(1) 調査費	20,542		25,552	
(2) 委託調査費	126,794		58,189	
3 委託計算費	65,884		48,318	
4 通信費	4,019	507,009	3,641	381,274
一般管理費				
1 給料				
(1) 役員報酬	* 2 251,399		* 2 269,600	
(2) 給料・手当	227,295		277,989	
(3) 賞与・退職金等	105,183		37,637	
2 交際費	2,822		2,767	
3 旅費交通費	17,746		9,473	
4 業務事務委託費	57,361		31,473	
5 租税公課	9,525		3,258	
6 不動産賃借料	79,753		85,971	
7 固定資産減価償却費	6,748		4,964	
8 諸経費	* 1 91,665	849,502	* 1 71,997	795,134
営業利益		1,085,788		3,704
営業外収益				
1 受取利息	361		1,133	
2 為替差益	1,044		4,613	
3 その他の営業外収益	601	2,007	613	6,360
営業外費用				
1 支払利息	100		41	
2 その他の営業外費用	-	100	237	278
経常利益		1,087,695		9,785
特別損失				
1 固定資産除却損	* 3 14,427		-	
2 引越に伴う現状回復費	12,300		-	
3 その他特別損失	38	26,765	-	-
税引前当期純利益		1,060,929		9,785
法人税、住民税及び事業税		460,566		449
当期純利益		600,362		9,335

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	370,000	370,000
当期末残高	370,000	370,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
利益準備金積立額	-	19,980
当期変動額合計	-	19,980
当期末残高	-	19,980
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	9,763	590,600
当期変動額		
剰余金の配当	-	199,800
利益準備金振替額	-	19,980
当期純利益	600,362	9,335
当期変動額合計	600,362	210,445
当期末残高	590,600	380,155
株主資本合計		
前期末残高	360,237	960,600
当期変動額		
剰余金の配当	-	199,800
当期純利益	600,362	9,335
当期変動額合計	600,362	190,465
当期末残高	960,600	770,135
純資産合計		
前期末残高	360,237	960,600
当期変動額		
剰余金の配当	-	199,800
当期純利益	600,362	9,335
当期変動額合計	600,362	190,465
当期末残高	960,600	770,135

重要な会計方針

期 別 項 目	前 事 業 年 度 平成19年 4 月 1 日から 平成20年 3 月31日まで	当 事 業 年 度 平成20年 4 月 1 日から 平成21年 3 月31日まで
------------	--	--

1．有価証券の評価基準及び評価方法	-	その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法又は旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの 定率法又は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～15年 器具備品 3年～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号及び法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号）に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法又は旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの 定率法又は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～15年 器具備品 3年～15年 また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価額の5％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5％相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、固定資産減価償却費に含めて計上しております。

	（追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、固定資産減価償却費に含めて計上しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)長期前払費用 均等償却しております。	(2)無形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引、及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (4)長期前払費用 同 左
3．引当金の計上基準	貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。	貸倒引当金 同 左
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同 左

会計処理の変更

前事業年度 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	当事業年度 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
	（リース取引に関する会計基準等） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、これによる営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

前事業年度 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	当事業年度 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで

平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。

（貸借対照表）

前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においてはそれぞれ「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。

なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」はそれぞれ74,532千円、45,685千円であります。

（損益計算書）

前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においてはそれぞれ「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。

また、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、それぞれ176,974円、271,322千円であります。

なお、当該変更は、当該改正が当下半期に行われたため当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物附属設備 79千円 器具備品 23,864千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物附属設備 477千円 器具備品 28,021千円
* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。 ソフトウェア 2,620千円	* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。 ソフトウェア 3,030千円

（損益計算書関係）

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
--------------------------------------	--------------------------------------

* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。 諸経費 5,657千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 諸経費 6,128千円
* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。	* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。
取締役 年額 600,000千円	取締役 年額 600,000千円
監査役 年額 5,000千円	監査役 年額 5,000千円
* 3 固定資産除却損は、事務所移転に伴う建物付属設備等の除却損が計上されております。	-

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成20年9月18日 臨時株主総会	普通株式	199,800	27,000	該当なし	平成20年9月25日

（リース取引関係）

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
--------------------------------------	--------------------------------------

証券投資信託 受益証券	100	100	-
計	100	100	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
繰延税金資産		
未払費用否認	3,830	2,870
未払事業税	35,287	16,871
繰越欠損金	-	48,295
繰延税金資産（負債）計	39,117	34,294
評価性引当額	39,117	34,294
繰延税金資産（負債）の純額	0	0

2.法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成20年3月31日現在）		当事業年度 （平成21年3月31日現在）
	（％）		（％）
法定実効税率	40.7	法定実行税率	40.7
（調整）		（調整）	
特定外国子会社の留保金額に係る受取配当 金等永久に益金に算入されない項目	0.1	交際費 永久に損金に算入されない項目	11.8
住民税均等割	0.0	住民税均等割	3.0
評価引当額	2.7	評価引当額	49.3
その他	0.1	その他	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.6

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の 名称	住 所	資本金又は 出資金 （千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	㈱シンプ ^レ クス ・ファイナンシャル・ホールデ ^ィ ン グ ^ス	東京都 千代田区	370,000	子会社支 配・管理	（被所有） 100％	兼任2	持株会社形 式の子会社 支配・被支 配	事務所施 設の賃貸等	5,657	関係会社未 払金	19,315

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

（2）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

（3）子会社等

該当事項はありません。

（4）兄弟会社等

属 性	会社等の 名称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟 会社	シンプレクス・グ ローバル・インベ ストメンツ・リミテ ッド	英国領 バージン 諸島	50万米ドル	投資運用業 （注3）	-	兼任1	投資一任契 約及び投資 助言契約 （注3）	運用受託報酬 投資助言報酬 （注1）（注3）	149,564 1,291,599	未収運用 受託報酬 未収投資 助言報酬	86,682 23,250
兄弟 会社	シンプレクス・ア セット・マネジメン ト・（香港）・カン パニー・リミテッド	香港	50万香港ド ル	投資信託 事務委託業	-	兼任1	事務協力関係	委託調査費	28,949	長期貸付金 未払金	29,580 9,280
兄弟 会社	㈱シンプ ^レ クス・ ビ ^ィ シ ^ィ ネス・コン サルティング ^ス	日本	10,000千 円	事務管理等	-	-	事務協力関 係	委託調査費 事務委託費	64,865 12,750	未収入金 未払金	10,649 60,018

（注）1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバルメント・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に
基づき、予め定められた料率で計算された金額の受け取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

3. 金融商品取引法の施行に伴い表示を変更しております。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及
び「関連事業者の開示に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17
日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有) 直接・100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所施設の賃貸等	6,128	関係会社未払金	19,338

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

3. 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスは非上場であります。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約及び投資助言契約 役員の兼任	運用受託報酬	109,006	未収運用受託報酬	43,217
							投資助言報酬(注1)	147,329	未収投資助言報酬	35,552
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費	9,888	未払金	2,867
							貸付金の返済	16,830	短期貸付金 長期貸付金	6,337 6,412
同一の親会社を持つ会社	(株)シンプレクス・ヒ・シ・ネス・コンサルティング	日本	10,000千円	事務管理等	-	事務協力関係	委託調査費 事務委託費 販売手数料	19,433 2,700 2,000	-	-

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバルメント・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受け取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

(1株当たり情報)

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産額	129,810円84銭	1株当たり純資産額	104,072円43銭
1株当たり当期純利益	81,130円12銭	1株当たり当期純利益	1,261円59銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。	同 左
（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。
当期純利益 600,362千円	当期純利益 9,335千円
普通株式に帰属しない金額 0	普通株式に帰属しない金額 0
普通株式に係る当期純利益 600,362千円	普通株式に係る当期純利益 9,335千円
期中平均株式数 7.4千株	期中平均株式数 7.4千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称：住友信託銀行株式会社

資本金の額：287,537百万円（平成21年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月末日現在)	事業の内容
U B S 証券会社 東京支店	60,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社	2,551百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	877百50万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（2）販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金および償還金

の支払いに関する事務等を行います。

（３）投資顧問会社

当ファンドの運用にかかる投資助言を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年10月 30日	有価証券報告書
平成20年10月 31日	訂正有価証券報告書
平成20年10月 31日	有価証券届出書
平成21年 1 月 9 日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年 4 月 30日	半期報告書
平成21年 4 月 30日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 柴 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンドの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンドの平成21年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- () 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年10月1日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンドの平成20年2月27日から平成20年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・ジャパン・バリュアアップ・ファンドの平成20年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年7月 7日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
常務執行社員 公認会計士 安 藤 通 教

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年7月18日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安 藤 通 教

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。